

総務文教常任委員会  
所管事務調査資料

(令和4年10月24日)

(協議案件)

- ① 宮の森こども園の民営化について

住民課 子育て支援グループ

## 1 進捗状況について

### (1) これまでの経過（令和4年度）

日付	取組等	主な内容等
5月24日	宮の森こども園職員向け説明会	<b>【説明事項等】</b> ① 宮の森こども園の民営化基本方針（案）について ② 民間移管に向けたスケジュール（案）
5月26日	こども園つみき職員向け説明会	
6月13日	「厚真町宮の森こども園民営化」保護者・住民説明会（厚南会館） <b>【参加者】</b> 17人	<b>【説明事項等】</b> ① 宮の森こども園の民営化基本方針（案）について ② 民間移管について変わること・変わらないこと ③ 民間移管に向けたスケジュール（案） ④ 質疑応答
6月15日	「厚真町宮の森こども園民営化」保護者・住民説明会（総合福祉センター） <b>【参加者】</b> 2人	
6月17日	「宮の森こども園民営化基本方針（案）」へのご意見等の募集について	宮の森・つみき両園の保護者を対象に実施
7月14日	第1回厚真町公私連携法人選定委員会	<b>【主な議題】</b> ① 厚真町公私連携保育所型認定こども園運営条件等（案）について ② 厚真町公私連携保育法人募集要項（案）及び厚真町公私連携保育法人選定審査要領（案）について
7月15日	宮の森こども園民営化基本方針策定	
8月10日	公私連携保育法人の募集開始（～9月30日まで）	<b>【公私連携保育法人の募集・選定に関する要項・要領等】</b> ① 厚真町公私連携保育法人募集要項 ② 厚真町公私連携保育法人選定審査要領 ③ 厚真町公私連携保育所型認定こども園運営条件等

(2) 今後の主な予定

日付	取組等	主な内容等
10月28日	第2回厚真町公私連携保育法人選定委員会	公私連携保育法人の審査について
10月31日	公私連携保育法人の選定及び仮協定の締結	
11月	会計年度任用職員に対する説明会	次年度以降の会計年度任用職員の採用及び法人における職員募集について
12月	必要な議案の議会への提案	【現時点で想定される議案】 厚真町こども園の設置及び特定教育・保育の実施に関する条例の一部改正 ※施行日は令和6年4月1日を予定
12月	公私連携保育法人と協定締結	上記議案の議決後に締結予定
未定	保護者への説明会	協定締結後速やかに実施予定

2 厚真町宮の森こども園民営化基本方針について

(1) 基本方針の概要

<p>1 民営化の趣旨</p> <p>これまで認定こども園が取り組んできたソフト・ハード両面の取組をより加速化し、最大の効果を発揮することを目指し、機動性や柔軟性をもつ「民」と「公」が協働して、質の高い保育サービスを提供する体制を構築していくことを目的に宮の森こども園の民営化を進める。</p>																				
<p>(1) 施設</p> <p>厚真町宮の森こども園（定員80人）</p> <p>厚真町字上厚真258番地の7</p>																				
<p>(2) 年齢別児童数（令和3年度末）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>0歳児</th> <th>1歳児</th> <th>2歳児</th> <th>3歳児</th> <th>4歳児</th> <th>5歳児</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5</td> <td>10</td> <td>14</td> <td>14</td> <td>8</td> <td>9</td> <td>60</td> </tr> </tbody> </table>							0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	計	5	10	14	14	8	9	60
0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	計														
5	10	14	14	8	9	60														

	<p>(3) 民営化園の選考理由</p> <p>宮の森こども園の教育・保育提供区域である厚南地区の中心である上厚真市街地において上厚真きらりタウンの整備による住宅地分譲や、平成26年度から令和3年度までに30戸の子育て支援住宅が建設され、町外から移住してきた家族形成期の世帯が多く、さらなる地域子育て支援の充実が求められている。</p>
2	<p>第2期厚真町子ども・子育て支援事業計画で整理された主な課題</p> <p>(1) 教育・保育機能の充実（ソフト的整備）と施設整備（ハード的整備）を一体的にとらえた環境整備による教育・保育の一体的な提供の推進</p> <p>(2) 子どもの最善の利益を第一に考えた質の高い教育・保育の提供と事業者が新規参入する場合の受け入れ体制づくり</p> <p>(3) 子どもの育ちを支える保育士等の確保及び資質の向上（職員研修、教育アドバイザーによる人材育成、労働環境の配慮）</p> <p>(4) 子育ての相談先・相談相手について相談ができる地域の子育て支援拠点の充実</p>
3	<p>民営化を進めるにあたっての基本的考え方</p> <p>(1) 民営化により目指すもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 質の高い保育・幼児教育の早期実現</li> <li>② 保育士の人材育成及び安定的な確保</li> <li>③ 柔軟性とスピード感のある保育環境の改善</li> </ul> <p>(2) 民営化の進め方</p> <p>「子どもの最善の利益」を最優先とし、在園児や保護者、地域に不安や懸念を与えることがないように、情報提供に努め、円滑に民間法人へ移管できるよう十分に配慮して進める。</p> <p>(3) 民間法人の役割</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① これまでの教育・保育の継承。多様化する保育ニーズに柔軟に対応する保育サービスの提供と安定的・持続的な運営</li> <li>② 地域の子育てを支援する役割や機能の充実</li> <li>③ 豊かな人間性を育む、民間事業者ならではの特色ある教育・保育事業の提供</li> <li>④ 子育て拠点としての施設・環境整備の推進</li> </ul> <p>(4) 厚真町の役割</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 認定こども園の運営に対する指導監督</li> <li>② 保育士の研修や保育環境整備の推進に向けた支援</li> <li>③ 認定こども園の問題や課題等の解決に向けた助言・指導</li> <li>④ 法人と保護者・地域との連携に向けた支援</li> </ul>

	<p>(5) 民営化における町職員（保育士等）の処遇</p> <p>① 正職員 町立の認定こども園つみき等に配置転換することを基本とする。ただし、法人から要請があった場合は、公益法人等への職員の派遣等に関する条例（平成14年条例第29号）に基づき、民間法人に正職員を派遣する。</p> <p>② 会計年度任用職員 民営化する園で勤務を希望する者（認定こども園つみきで勤務している者を含む）については、優先的に雇用されるよう、法人に要請する。</p>
<p>4 民営化の実施について</p>	
	<p>(1) 民営化の方法等</p> <p>① 施設類型 公私連携保育所型認定こども園（認定こども園法第33条において読み替えられる児童福祉法第56条の8第1項）</p> <p>② 公私連携保育法人の指定 認定こども園の運営を継続的かつ安定的に行うことができる能力と実績を有する法人を「公私連携保育法人」として指定（児童福祉法第56条の8第1項）</p> <p>③ 協定の締結 町と公私連携保育法人が協定を締結。町の関与を明確にし、適正な運営を担保（児童福祉法第56条の8第2項）</p> <p>④ 土地・建物等 認定こども園の設置必要な土地、建物及び備品類は無償又は廉価により譲渡、貸付（児童福祉法第56条の8第4項）</p>
	<p>(2) 民営化の実施時期 令和6年4月1日</p>
	<p>(3) 公私連携保育法人の募集と選定 公募及びプロポーザル（企画提案）方式</p>
	<p>(4) 公私連携保育法人への引継ぎについて 保育環境の変化による子どもや保護者への負担や影響が最小限となるよう、引継ぎ期間を設け、引継ぎを行う。</p>
	<p>(5) 民営化までのスケジュール（予定） 〔略〕</p>

### 3 公私連携保育法人（民間運営法人）の指定について

#### （1）厚真町公私連携保育法人の指定に関する要綱（令和4年告示第67号）

項目	主な規定内容
趣旨（第1条関係）	・公私連携保育所型認定こども園の設置及び運営を行う同項の公私連携保育法人の指定に関し必要な事項を定めるために要綱を策定する
候補者の公募（第2条関係）	・法人の選定は公募により候補者を選定し行う ・公募を行う場合は条件を付することができる ・公募は募集要項を作成する
公募によらない候補者の選定等（第3条関係）	・町長は、必要があれば公募によらず候補者を選定することができる
申請及び審査等（第4条関係）	・指定を受けようとする法人は、申請書等を提出し、申請するものとする ・選定は、書類審査及びプレゼンテーション審査により行う
協定の締結（第5条関係）	・法人の指定にあたり協定を締結しなければならない ・協定の有効期間は10年以内とする
公私連携保育法人の指定（第6条関係）	・協定締結後、公私連携保育法人の指定を行う
候補者を指定しない場合の取扱い（第7条関係）	・町長は候補者を公私連携保育法人として指定しない場合は、審査における次点者を新たな候補者することができる。また、当該候補者がなかったときは改めて公募を行うものとする
公私連携保育法人選定委員会の設置・構成員・会議・守秘義務・庶務（第8～12条関係）	・候補者選定に係る審査等を行うために公私連携保育法人選定委員会を設置する。 ・選定委員会の構成は次のとおりとする。 (1) 厚真町子ども・子育て会議の委員の代表 (2) 防災担当理事 (3) 総務課長 (4) 総務課財政担当参事 (5) 生涯学習課長 (6) 生涯学習課学校教育担当参事 (7) まちづくり推進課長 (8) 住民課長 ・会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところとする ・委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない

	・委員会の庶務は、住民課子育て支援グループで行う
委任（第13条関係）	・この要綱に定めるもののほか、公私連携保育法人の指定に関し必要な事項は別に定める

## （２）公私連携保育法人の募集について

公私連携保育法人の候補者を選定するため、前述の民営化基本方針及び公私連携保育法人の指定に関する要綱に則し、「厚真町公私連携保育法人募集要項」を作成し公募を実施しています。

### ○募集要項の概要

項目	主な内容等
公私連携保育所等の設置・運営等に関する事項	○運営に関する条件等 運営に関する要件については、別に定める「厚真町公私連携保育所型認定こども園運営条件等」のとおりとする。
応募資格	○児童福祉法第35条第4項の認可を受けた保育所（認可保育園）、認定こども園法第2項第6項及び第3条第1項の認定を受けた認定こども園又は学校教育法（昭和22年法律第26号）上の幼稚園の運営を現に行っている法人であること。
応募手続	○募集期間 令和4年8月15日～9月30日
事業者の選定	○審査方法 審査は、書類審査及びプレゼンテーション審査とし、別に定める「公私連携保育所型認定こども園運営事業者審査要領」によって行う。

## （３）公私連携保育所型認定こども園の運営条件等について

公私連携保育法人の公募にあたり、新たな公私連携保育所型認定こども園の設置及び管理運営について、「厚真町公私連携保育所型認定こども園運営条件等」を提示しています。

内容については、児童福祉法や保育所保育指針をはじめとする関係法規等を遵守することを基本としつつ、厚真町の保育行政を理解し、厚真町子ども・子育て支援事業計画と整合を図り、当該計画の推進に積極的に協力することを基本的事項としています。

○主な運営条件等（関係法規等による一般的な規定を除く。一部抜粋）

項目	主な内容																					
<p>3 宮の森こども園の概要 (2) 用地及び園舎の貸付等について</p>	<p>① 用地、園舎及び遊具・付帯設備（太陽光発電設備と付属する受給電設備は除く）等については、協定有効期間中、有償により貸し付けるものとし、その対価は、国が定める公定価格における賃貸借加算額の範囲内とする。（児童福祉法第56条の8第4項）</p> <p>② 宮の森こども園において現に使用している備品のうち、町と公私連携保育法人が協議のうえ合意したものについては、無償譲渡する。ただし、譲渡した備品は、園内で使用するものとし、その使用可能な期間中は、他者に貸し付けたり売り払いしたりしてはならないものとする。</p> <p>③ ①及び②の貸付及び譲渡は、厚真町財産条例（平成9年条例第3号）の規定又は厚真町議会の議決を前提とする。</p> <p>④ 施設の修繕や改修等については、町の許可を得たうえで公私連携保育法人の負担と責任において適時適切に行うものとする。ただし、次に掲げる大規模改修については、町と協議により行うものとする。</p> <div data-bbox="491 1106 1334 1249" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p><b>【大規模改修の内容の例】</b>                      屋根の塗装及び張替、外壁の塗装及び張替、フローリングの塗装及び張替、壁（内装）及び天井の張替、空調等の機器の更新など</p> </div> <p>⑤ 園舎との合築施設である厚南子育て支援センター及び厚南児童会館との共用部分（園庭、駐車場及び一部電気設備）については、町がこれまでどおり利用できるものとし、当該合築施設の運営に支障が無いよう配慮すること。また、共有部分の維持管理は公私連携保育法人が行うこととし、当該施設の使用に係る経費負担割合は次のとおりとする。</p> <p>なお、現時点で想定している施設の使用形態から大きく変わる場合は、その都度、必要に応じて見直しを行うこととする。</p> <table border="1" data-bbox="523 1662 1364 2002" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">項目</th> <th style="width: 35%;">こども園</th> <th style="width: 35%;">厚南児童会館</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>電気料</td> <td colspan="2">電力量計で測定した使用量に応じて按分</td> </tr> <tr> <td>電気保安業務委託料</td> <td>50%</td> <td>50%</td> </tr> <tr> <td>草刈業務委託料</td> <td>50%</td> <td>50%</td> </tr> <tr> <td>除雪委託料（駐車場）</td> <td>50%</td> <td>50%</td> </tr> <tr> <td>園庭の維持管理費</td> <td>100%</td> <td>0%</td> </tr> <tr> <td>その他の経費</td> <td colspan="2">別途、協議により決定</td> </tr> </tbody> </table>	項目	こども園	厚南児童会館	電気料	電力量計で測定した使用量に応じて按分		電気保安業務委託料	50%	50%	草刈業務委託料	50%	50%	除雪委託料（駐車場）	50%	50%	園庭の維持管理費	100%	0%	その他の経費	別途、協議により決定	
項目	こども園	厚南児童会館																				
電気料	電力量計で測定した使用量に応じて按分																					
電気保安業務委託料	50%	50%																				
草刈業務委託料	50%	50%																				
除雪委託料（駐車場）	50%	50%																				
園庭の維持管理費	100%	0%																				
その他の経費	別途、協議により決定																					



4 園の名称等について	<p>(1) 移行後の公私連携認定こども園の名称については、名称の一部に「宮の森こども園」を入れることとし、クラス名称については、原則、変更しないこととする。ただし、後述する三者協議会（仮称）による了承を得た場合は変更することができるものとする。</p> <p>例：「社会福祉法人〇〇会 宮の森こども園」</p>
7 職員の配置等及び研修	<p>(1 2) 町が現に会計年度任用職員として雇用し、認定こども園の業務に従事する者が、公私連携認定こども園への就職を希望する場合は、その雇用に努めること。また、雇用する際は、給与について、町会計年度任用職員在職時の号給決定における経歴換算を基本に、経験年数を十分に考慮して適切に決定すること。</p>
1 1 運営経費等について	<p>(1) 運営経費は、子育て支援法第 1 1 条に規定する施設型給付費及び保護者の利用者負担（保育料等）を基本とする。</p> <p>(2) 保育料は、厚真町こども園の設置及び特定教育・保育の実施に関する条例（平成 2 3 年町条例第 1 4 号）及び厚真町特定教育・保育施設の利用者負担額等に関する規則（平成 2 9 年規則第 1 4 号）に基づき算出した額とし、公私連携保育法人が徴収するものとする。</p> <p>(3) 保育料のほか、教育・保育において提供される便宜に要する費用について、事前に、後述の三者協議会（仮称）で協議し、保護者から了承を得ることとし、公私連携保育法人が徴収する。</p> <p>(4) 公私連携保育法人が実施する地域子ども・子育て支援事業の利用者負担は、町との協議により決定するものとし、公私連携保育法人が徴収する。</p> <p>(5) 町が指定する地域子ども・子育て支援事業については、町との委託契約により決定する。</p> <p>(6) 認定こども園専用部分に係る光熱水費や施設の保守点検など維持管理に関する経費は公私連携保育法人の負担とする。</p> <p>(7) 公私連携保育法人からの要請により、町が当該法人の業務に従事させるため職員（以下「町派遣職員」という。）を派遣した場合は、公益法人等への職員の派遣等に関する条例（平成 1 4 年条例第 2 9 号）第 4 条の規定に基づき、当該職員の派遣中の給料、扶養手当、住居手当、期末手当及び寒冷地手当）は町が支給することとし、それ以外の町が定める手当等については、町の例規に基づき、公私連携保育法人が町派遣職員に支給すること。</p> <p>また、公私連携保育法人は、当該派遣職員の公私連携保育法人における役職に応じて、自らの給与規定により算出した人件費相</p>

	<p>当額から、町派遣職員に直接支給した手当等の額を差し引いた額を町に支払うものとする。</p> <p>(8) 移行に伴う変更手続きやその経費については公私連携保育法人の全額負担とする。</p> <p>(9) 公私連携認定こども園を運営・整備するにあたっての費用に対し、国・北海道の補助制度及び町の要綱に基づき、補助金を交付する。なお、補助金額は、町の予算の範囲とし、予算は、議会の議決を前提とする。</p>
1 2 移行準備・共同保育（引継ぎ）について	<p>(1) 公私連携こども園への移行に際し、説明会等を開催し保護者や地域住民から理解が得られるよう努めること。</p> <p>(2) 宮の森こども園の現状の教育・保育内容等の引継ぎを行い、子どもたち一人ひとりの状況把握や信頼関係の構築を図るため、町が宮の森こども園で実施する共同保育業務を受託すること。なお、共同保育の期間は令和5年4月1日から令和6年3月31日とし、引継事項については、町と協議のうえ決定する。</p> <p>(3) 共同保育業務において、町職員の保育士配置を6人（園長、副園長及び主任保育士を含む）と想定し、公私連携保育法人は、開園後の体制を見据え、当該業務実施期間中、フルタイムの保育士を7人以上、常勤の事務担当職員を1人、調理員及びその他保育に従事する者（パートタイム職員も可）を若干名確保し、宮の森こども園の業務に従事させること。なお、令和5年4月1日現在で必要な職員を確保できる見込みがない場合は、事前に町に申し出ること。</p>
1 4 三者協議会（仮称）について	<p>(1) 公私連携認定こども園の教育、保育内容及び運営に関することについて協議するため、公私連携保育法人、保護者及び町で構成する三者協議会（仮称）を設置すること。</p>

(4) 応募状況（10月1日現在）

応募者数 1法人（社会福祉法人）

(5) 協定の締結について

町と法人が協定を締結することで、公私連携保育所型認定こども園において提供すべき教育・保育・子育て支援事業の内容について確実に担保します。（児童福祉法第56条の8第2項）

① 公私連携保育所型認定こども園の設置及び運営に関する協定書（骨子）

- ① 公私連携保育所型認定こども園の名称及び所在地
- ② 公私連携保育所型認定こども園における教育・保育・子育て支援事業に関する基本的事項
- ③ 町による必要な設備の貸付け、譲渡その他の協力に関する事項
- ④ 協定有効期間
- ⑤ 協定に違反した場合の措置
- ⑥ その他公私連携保育所型認定こども園の設置及び運営に関して必要な事項

#### 4 民営化後の財政支援等について

(1) 施設型給付について

公私連携保育所型認定こども園に対する財政支援は、平成27年度から施行された子ども・子育て支援新制度において創設された「施設型給付」により保障されます。

① 給付の基本構造について

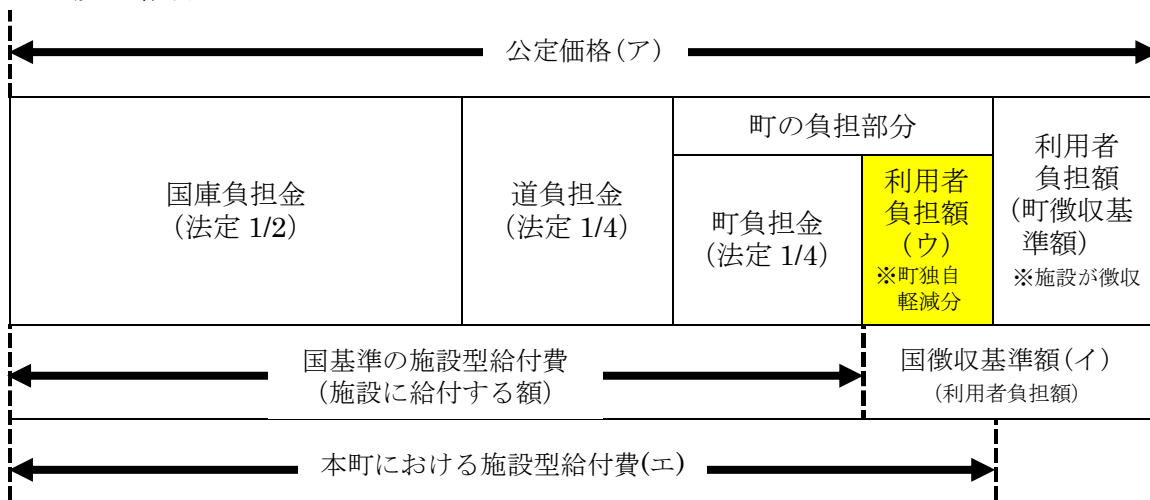
施設型給付費の基本構造は、子ども一人当たりの教育・保育に通常要する費用で、毎年度、内閣総理大臣が定める基準で算定された額（公定価格）から政令で定める額を限度として市町村が定める額（利用者負担額）を控除した額となります。

$$\text{「施設型給付費」} = \text{「公定価格」} - \text{「利用者負担額」}$$

給付については、保護者における個人給付を基礎とし、確実に教育・保育に要する費用に充てるため、施設が市町村から「法定代理受領」する仕組みとなります。

利用者負担額は、本町では、厚真町特定教育・保育施設の利用者負担額等に関する規則（平成29年規則第14号）により利用者負担額を規定しており、利用者負担額の軽減を図るため町独自の徴収基準を設けています。

○施設型給付のイメージ



○令和3年度決算(見込み)を算定ベースにしたシミュレーション(単位:千円)

公定価格	利用者負担額		施設型給付費(エ)	
	国基準額	町独自軽減分		うち町負担額
ア	イ	ウ	(ア-イ) +ウ	(ア-イ) * 25% +ウ
89,543	11,149	6,596	84,990	26,195

【添付資料】

- ① 厚真町宮の森こども園民営化基本方針
- ② 厚真町公私連携保育法人の指定に関する要綱
- ③ 厚真町公私連携保育法人募集要項
- ④ 厚真町公私連携保育法人選定審査要領
- ⑤ 厚真町公私連携保育所型認定こども園運営条件等

# 厚真町宮の森こども園 民営化基本方針

令和4年7月

住民課子育て支援グループ

## 1 民営化の趣旨

近年、人口減少・少子高齢化の進展、核家族化の進行など、保育を取り巻く状況も変化してきており、保護者の就労機会の増加による保育需要の増加だけではなく、就労形態も多様化していることから、保育サービスの一層の充実が求められています。そうした中、本町では令和2年3月に子育て支援の指針となる第2期厚真町子ども・子育て支援事業計画を策定し、「子どもの最善の利益が実現され、すべての子どもたちが健やかに育ち、子育ての関わりを通して家庭・地域が子どもの成長と喜びを実感できるまち」を基本理念に、町、家庭、教育・保育関係機関及び地域がそれぞれの責務と役割のもと、一体となって子育て支援施策を総合的に推進しているところです。

現在、厚真町にある教育・保育施設は、すべて認定こども園となっています。教育・保育の一体的な提供の推進においては、単に幼稚園・保育所の施設的な統廃合や保護者の就労支援の観点のみならず、教育・保育的な観点、子どもの育ちの観点を大切に考え、子どもが健やかに育成されるよう教育・保育機能の充実（ソフト的整備）と施設整備（ハード的整備）を一体的にとらえた環境の整備が重要です。

乳幼児期の教育・保育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う極めて重要な時期であり、子どもの最善の利益を第一に考えながら、質の高い教育・保育及び子育て支援を提供するためには、施設設備等の良質な環境の確保と保育士等の子どもの育ちを支援する者の専門性や経験が極めて重要であります。

これまで認定こども園が取り組んできたソフト・ハード両面の取組をより加速化し、最大の効果を発揮することを目指し、機動性や柔軟性をもつ「民」と「公」が協働して、質の高い保育サービスを提供する体制を構築していくことを目的に宮の森こども園の民営化を進めます。

### (1) 施設

名 称	厚真町宮の森こども園（定員80人）
住 所	厚真町字上厚真258番地の7

### (2) 年齢別児童数（各年度末）

宮の森 こども園	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	令和 2年度	令和 3年度
0歳児	—	5	7	6	12	6	5
1歳児	10	7	10	11	8	15	10
2歳児	13	20	10	10	11	12	14
3歳児	7	16	21	15	9	8	14
4歳児	17	10	17	20	16	10	8
5歳児	11	21	12	17	18	14	9
計	58	79	77	79	74	65	60

### (3) 民営化園の選考理由

宮の森こども園の教育・保育提供区域である厚南地区の中心である上厚真市街地において上厚真きらりタウンの整備による住宅地分譲や、平成26年度から令和3年度までに30戸の子育て支援住宅が建設され、町外から移住してきた家族形成期の世帯が多く、さらなる地域子育て支援の充実が求められています。

## 2 第2期厚真町子ども・子育て支援事業計画で整理された主な課題

- (1) 教育・保育機能の充実（ソフト的整備）と施設整備（ハード的整備）を一体的にとらえた環境整備による教育・保育の一体的な提供の推進
- (2) 子どもの最善の利益を第一に考えた質の高い教育・保育の提供と事業者が新規参入する場合の受け入れ体制づくり
- (3) 子どもの育ちを支える保育士等の確保及び資質の向上（職員研修、教育アドバイザーによる人材育成、労働環境の配慮）
- (4) 子育ての相談先・相談相手について相談ができる地域の子育て支援拠点の充実

## 3 民営化を進めるにあたっての基本的考え方

### (1) 民営化により目指すもの

#### ① 質の高い保育・幼児教育の早期実現

厚真町の目指す保育である「自ら育つ力」を伸ばすことのできる特色のある先進的な保育を実践するノウハウ・組織力・人材育成力を持つ民間法人が町と連携しながら宮の森こども園を運営することにより、質の高い保育・幼児教育を継続して提供します。

#### ② 保育士の人材育成及び安定的な確保

先進的な取り組みを行っている民間法人の保育指針・経営理念に基づく保育・幼児教育を行うことにより、町内の認定こども園における保育士の人材育成を図ります。また、情報発信を強化し、先駆的取組に理解や興味を示す質の高い保育士に魅力ある就職先として選択してもらうことで安定的な人材の確保を目指します。

#### ③ 柔軟性とスピード感のある保育環境の改善

民間法人による柔軟性とスピード感を持った運営により、保護者のニーズや現場感覚に即応し、保育環境の改善を図ります。

## (2) 民営化の進め方

民営化を進めるにあたっては、「子どもの最善の利益」が実現されることを最優先とし、在園児や保護者、地域に不安や懸念を与えることがないように、情報提供に努め、円滑に民間法人へ移管できるよう十分に配慮して進めます。

## (3) 民間法人の役割

- ① これまでの認定こども園の教育・保育を継承することを基本としつつ、多様化する保育ニーズに柔軟に対応する保育サービスを提供し、安定的・持続的な運営に努めること。
- ② 一時保育の充実、育児相談や子育て家庭の交流の場を提供するなど、地域の子育てを支援する役割や機能の充実に努めること。
- ③ 生涯にわたる人格形成の基礎を培う極めて重要な時期である乳幼児期において、豊かな人間性を育むことができるよう、民間事業者ならではの特色ある教育・保育事業の提供に努めること。
- ④ 地域における子育ての拠点として、子ども達が安全・安心に過ごせるよう施設・環境整備の推進に努めること。

## (4) 厚真町の役割

- ① 民間法人と協定を結び、町の関与を明確にすることで、認定こども園において提供すべき教育・保育・子育て支援事業について確実に担保し、認定こども園が適正に運営されるよう指導監督します。
- ② 保育士の研修や保育環境の整備が推進されるよう支援します。
- ③ 民営化後は、民間法人が設ける保護者及び町との三者による協議の場において、問題や課題等の解決に向けて町が助言・指導します。
- ④ 民営化後においては認定こども園での生活が子どもたちに有益となるよう、民間法人と保護者や地域の方との連携が深まるよう努めます。

## (5) 民営化における町職員（保育士等）の処遇

- ① 正職員 町立の認定こども園つみき等に配置転換することを基本としますが、民間法人から要請があった場合は、職員の入れ替わりによる環境の変化を最小限に抑える観点から、公益法人等への職員の派遣等に関する条例（平成14年条例第29号）に基づき、当面の間、民間法人に正職員を派遣します。
- ② 会計年度任用職員 民営化する認定こども園で勤務を希望する方（認定こども園つみきで勤務している者を含む）については、優先的に雇用されるよう、民間法人に要請します。



## 4 民営化の実施について

### (1) 民営化の方法等

#### ① 施設類型

公私連携施設の類型は、これまでの認定こども園としての施設運営を継承する観点から、「公私連携保育所型認定こども園」（認定こども園法第33条において読み替えられる児童福祉法第56条の8第1項）とします。

#### ② 公私連携保育法人の指定

民間法人は、認定こども園の運営を継続的かつ安定的に行うことができる能力と実績を有する者とし、町と協定を締結したうえで、町が民間法人を「公私連携保育法人」として指定します。

#### ③ 協定の締結

町と公私連携保育法人が協定を締結し、公私連携保育所型認定こども園において提供される教育・保育・子育て支援事業等などについて町が関与することで、適正な運営が担保されます。

なお、協定に基づき教育・保育・子育て支援事業が適切に提供されているかについては、町が指導監督します。協定違反が発覚した場合は、是正勧告や指定取消を行います。

#### ④ 土地・建物等

既存の宮の森こども園の土地、建物及び備品類を無償又は廉価により譲渡、貸付し、公私連携保育所型認定こども園の設置支援を行います。

### (2) 民営化の実施時期

令和5年度に町と公私連携保育法人による共同保育を行い、令和6年4月1日から公私連携保育法人による運営開始を予定しています。

### (3) 公私連携保育法人の募集と選定

公私連携保育法人の指定に関する要綱を策定し、公募を行い、プロポーザル（企画提案）方式により適正かつ公平に選定します。

### (4) 公私連携保育法人への引継ぎについて

保育環境の変化による子どもや保護者への負担や影響が最小限となるよう、引継ぎ期間を設け、円滑かつ適切に引継ぎが行われるよう進行管理します。

(5) 民営化までのスケジュール (予定)

年度・月	内 容
令和4年度 4～6月	①民営化基本方針(案)の策定 ②保護者及び地域への説明・意見交換会 ・民営化へのご理解とご協力 ・意見等を方針へ反映 ③民営化基本方針の決定 ④公私連携保育法人の指定に関する要綱の策定 ⑤公私連携保育法人募集要項の策定
7～9月	⑥公私連携保育法人の募集 ⑦選定委員会(書類審査・ヒヤリング) ⑧公私連携保育法人の決定
10～12月	⑨仮協定の締結 ⑩本協定締結に必要な議案等の議会提案
1月～3月	⑪本協定の締結 ⑫公私連携保育法人指定申請
令和5年度 4月～3月	⑬町と公私連携保育法人による共同保育の実施
令和6年度 4月1日	⑭公私連携保育所型認定こども園の開所

## 【参考資料】

### 第4次厚真町総合計画（令和3年度～令和7年度）※関係部分一部抜粋

基本目標1 人が輝くあつま

基本施策1 子ども・子育て支援の充実基本目標

めざす姿	基本方針
地域ぐるみで子育てを支援、子どもたちがすくすくと育っている。	○家庭、こども園等、地域が連携し、子どもたちが健やかに成長し、安心して子どもを産み育てられる環境づくりを進めます。

#### ■まちづくり指標（抜粋）

指標名	現状値	めざそう値	備考
こども園の満足度	94.4%	100%	町内2園における保護者アンケートの平均

#### ■現状と課題

○子どもたちが健やかに育つとともに、子育てに喜びを感じ、親子がともに成長していくために、乳幼児健診をはじめとする母子保健事業のほか、子育てに関する相談・情報提供・交流の場である子育て支援センター、認定こども園や放課後児童クラブを運営しています。また、経済的支援として、法定制度である児童手当のほかに、道の制度に上乗せし乳幼児・小中学生・高校生の医療費の自己負担額をポイント還元することで実質無料化を図っています。さらに、認定こども園の保育料軽減と負担額の2割をポイント還元するなどの支援を行っています。

○児童福祉法に基づく従来の保育所機能に幼稚園の機能を付加した「認定こども園」として、こども園つみき・宮の森こども園を運営しています。仕事や介護と子育ての両立などのニーズに対応するため、町では保育の受け皿確保に努め、近年は待機児童ゼロを達成していますが、全国の傾向と同様に保育人材の不足感は高まっていることから、人材確保をはじめとしたさらなる受け皿整備が必要となります。また、子どもの活動がより豊かに展開されるよう、さまざまな角度から園の環境整備を行うとともに、保護者や地域が連携して子育てに取り組むネットワークづくり・関係づくりを進める必要があります

#### ■具体的な取り組み

施策項目 1-2	就学前教育・保育の充実
----------	-------------

こども園においては、遊びを中心とした教育・保育を基本とし、自然とのふれあいや、友だち、地域の人々とのかかわりから、意欲や自発性、社会性や思考力などより良く生きるために必要な力を育みます。

就学前教育・保育のさらなる推進と質の向上のため、子どもたちが自主性を持って遊ぶことができる園庭の整備を行うとともに、こども園の民営化について検討を進めます。

【主な取組・事業】 ・こども園運営事業 ・認定こども園整備事業

施策項目 1-3	子育て支援の充実
----------	----------

子育てに関する相談・情報提供・交流の場として、未就園児童とその保護者が集う子育て支援センター、小学生が中心に集まる児童会館・放課後子どもセンター・放課後児童クラブの行事メニューや設備・運営体制の充実に努め、子育てに関する悩み・不安の解消や、子どもたちの放課後生活の充実に努めます。

また、国・道の制度なども活用しつつ、医療費や保育料などの負担軽減を図りながら、中学生の進学や、高校生の通学・進学支援など、子育て家庭への経済的支援を継続して行うとともに、ボランティアの協力を得ながら、地域で子育て家庭や子どもたちを支えるネットワークづくりを進めます。

児童虐待などの問題に対しては、関係機関とともに、早期発見・早期対応に努めていきます。

【主な取組・事業】 ・子育て支援センター運営事業 ・エンゼル基金費 ・出産祝金支給事業・子育て支援医療費等還元事業 ・新生児誕生記念品事業

## 第2期厚真町子ども・子育て支援事業計画

### 第3章 計画の基本的な考え方 について

#### 1 基本理念

「子どもの最善の利益が実現され、すべての子どもたちが健やかに育ち、子育ての関わりを通して家庭・地域が子どもの成長と喜びを実感できるまち」

#### 2 基本目標

基本目標1 子どもの育つ力を伸ばす

基本目標2 子育て家庭の育てる力を伸ばす

基本目標3 地域のみんなで子育てを支える

### 第6章 教育・保育の量の見込みと提供体制の確保

#### 3 教育・保育の一体的提供の推進（認定こども園について）

現在、厚真町にある教育・保育施設は、すべて 認定こども園となっています。教育・保育の一体的な提供の推進においては、単に幼稚園・保育所の施設的な統廃合や保護者の就労支援の観点のみならず、教育・保育的な観点、子どもの育ちの観点を大切に考え、子どもが健やかに育成されるよう教育・保育機能の充実（ソフト的整備）と施設整備（ハード的整備）を一体的にとらえた環境の整備が重要です。幼児期の教育・保育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う極めて重要なものであることから、厚真町では 子どもの最善の利益を第一に考えながら、子どもたちに質の高い教育・保育の提供を行うとともに、保護者や地域の子育て力の向上 に向けた支援を していきます。また、事業者が新規に参入する場合の受け入れ制づくりを図っていきます。

#### 4 教育・保育等の円滑な利用及び質の向上に係る取組について

## (2) 幼児教育・保育等の質の確保及び向上について

乳幼児期の教育・保育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う極めて重要な時期であり、子どもの最善の利益を第一に考えながら、質の高い教育・保育及び子育て支援を提供するためには、施設設備等の良質な環境の確保と、保護者以外にも幼稚園教諭、保育士等子どもの育ちを支援する者の専門性や経験が極めて重要であり、研修等によりその専門性の向上を図ることが必要です。すべての子どもの健やかな育ちを保障していくために、質の高い教育・保育及び子育て支援を提供し、その質の確保・向上のための取組を進めていきます。

- ①幼・保・小の職員合同研修や連携等、資質向上に向けた取組の充実
- ②職員の処遇改善をはじめとする労働環境への配慮
- ③教育・保育施設における第三者評価の受審促進
- ④幼児教育アドバイザー等による質の向上に向けた支援の検討

## 第7章 地域子ども・子育て支援事業の充実

### 1 地域子ども・子育て支援事業の需要量及び確保の方策

国の基本指針等に沿って、「地域子ども・子育て支援事業の量の見込み」を定めます。設定した「量の見込み」に対応するよう、事業ごとに地域子ども・子育て支援事業の確保の内容及び実施時期を設定します。計画期間における量の見込み、確保の方策は以下の通りです。

#### (13) 多様な主体が参入することを促進するための事業

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入時の促進と、その他事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置、または、運営を促進するための事業です。希望する事業者に合わせて、実施を図ります。

厚真町では、事業が必要な場合には、新規事業者が円滑に事業を実施できるように図っていきます。

○各認定こども園の年齢別入所児童数（各年度3月末日現在）

（単位：人）

こども園 つみき	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	令和 2年度	令和 3年度
0歳児	8	9	6	9	8	6	7
1歳児	13	11	13	9	14	17	9
2歳児	14	15	12	17	12	16	21
3歳児	24	16	24	16	26	14	24
4歳児	26	25	17	20	16	26	15
5歳児	23	25	24	19	22	18	26
計	108	101	96	90	98	97	102

（単位：人）

宮の森 こども園	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	令和 2年度	令和 3年度
0歳児	—	5	7	6	12	6	5
1歳児	10	7	10	11	8	15	10
2歳児	13	20	10	10	11	12	14
3歳児	7	16	21	15	9	8	14
4歳児	17	10	17	20	16	10	8
5歳児	11	21	12	17	18	14	9
計	58	79	77	79	74	65	60

※平成27年度は僻地保育所

○認定こども園一覧

項目	こども園つみき	宮の森こども園
認定こども園運営開始年度	平成24年度	平成28年度
構造	木造平屋建	木造平屋建
敷地面積	3260.92㎡	5110.51㎡
延床面積	1018.92㎡	1175.63㎡
部屋数	8	8

○こども園の運営方式別の主な違い

運営方式	直営 (公設公営)	委託 (指定管理含む) (公設民営)	移管 (民設民営)
設置区別	公立 (町立)		民間 (私立)
設置主体	町		社会福祉法人等
運営主体	町	受託者 (指定管理者)	社会福祉法人等
施設 (土地・建物)	町所有		町所有 (貸与又は譲渡)
職員	町職員 (公務員)	法人職員	
運営費	一般財源 (町)	一般財源 (町) (委託料・指定管理料)	運営費 (公費負担)

- 移管の場合は、完全な民間のこども園となり、運営費を国・都道府県・市町村が負担します。運営費は、公定価格から利用者負担額（保育料）を差し引いた額に対し、国が1/2、都道府県が1/4、市町村が1/4負担することになり、市町村の財政負担が軽減されます。また、施設整備には、国の保育所等整備交付金を活用することができます。
- 委託の場合は、一般財源で直営だったものが、受託者（指定管理者含む。）に委託料を支払って運営委託することになります。委託料は、運営費に相当し、国・都道府県の公費負担はなく全額町負担となりますが、普通交付税の措置があります。
- 移管の場合は、民間法人がこども園を廃止しない限りこども園は存続します。委託の場合は、期間に制限を設け、その都度受託者を公募により決定するケースが多くなっています。
- 委託の場合は、土地・建物とも町所有のままなので、修繕等維持経費は通常市町村が負担することになります。

## 厚真町公私連携保育法人の指定に関する要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、厚真町における児童福祉法（昭和22年法律第164号）第56条の8第1項の公私連携型保育所及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第33条において読み替えられる児童福祉法第56条の8第1項の公私連携保育所型認定こども園（以下「公私連携型保育所等」という。）の設置及び運営を行う同項の公私連携保育法人（以下「公私連携保育法人」という。）の指定に関し必要な事項を定めるものとする。

### (候補者の公募)

第2条 町長は、公私連携保育法人を指定しようとするときは、公募によりその候補者（以下「候補者」という。）を選定するものとする。

2 町長は、前項の公募を行う場合において、公私連携型保育所等の運営を継続的かつ安定的に行うために必要があると認められるときは、条件を付することができる。

3 第1項の公募は、公私連携保育法人が行う教育・保育の基準及び業務の範囲、前項の条件その他必要な事項を明示した厚真町公私連携保育法人募集要項（以下「募集要項」という。）を作成して行うものとする。

### (公募によらない候補者の選定等)

第3条 町長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、前条の規定にかかわらず候補者を選定することができる。

- (1) 公私連携型保育所等の設置目的、特性、規模等から特定の法人を指定することが、適切な管理運営に資すると認められるとき。
- (2) 緊急の必要により公募することができないとき。
- (3) その他、町長が特に必要と認めたとき。

### (申請及び審査等)

第4条 公私連携保育法人の指定を受けようとする法人（以下「申請者」という。）は、厚真町公私連携保育法人指定申請書（別記様式第1号）に、次の各号に掲げる書類を添えて、募集要項に定める期日までに町長に申請するものとする。



- (1) 法人概要調書
- (2) 法人代表者の履歴書
- (3) 最新の役員・評議員の構成一覧表
- (4) 公私連携型保育所等の運営方針
- (5) 公私連携型保育所等の事業計画書
- (6) 公私連携型保育所等の収支予算書
- (7) 定款又は寄附行為の写し
- (8) 法人の登記簿謄本の写し又は現在事項全部証明書
- (9) 法人の財産目録及び貸借対照表（直近3期分）
- (10) 法人の資金収支決算書及び事業実績報告書（直近3期分）
- (11) 法人の収支予算書及び事業計画書
- (12) 法人の資産状況を明らかにする書類
- (13) 公私連携保育法人指定申請に関する誓約書（別記様式第2号）
- (14) 納税証明書の写し（法人税、消費税及び地方消費税、都道府県民税並びに市区町村民税。非課税の場合は非課税証明書の写し。いずれも直近3期分。）
- (15) 法人税申告書の写し（直近3期分）
- (16) 消費税及び地方消費税の申告書の写し（直近3期分）
- (17) その他町長が必要と認める書類

2 町長は、前項の申請があったときは、次の各号に掲げる基準に照らし、公私連携型保育所等の運営を最も適切に行うことができると認められる申請者を候補者として選定するものとする。

- (1) 児童に対する適切な保育を行う能力を有すること。
- (2) 認定こども園を継続的かつ安定的に運営する能力を有すること。
- (3) 児童福祉法第35条第5項各号に掲げる基準を満たしていること。
- (4) 北海道認定こども園の認可の要件並びに設備及び運営の基準を定める条例（平成18年北海道条例第78号）及び厚真町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例（平成23年12月16日厚真町条例第14号）に定める基準を満たすことができること。

- 3 前項の規定による選定は、書類審査及びプレゼンテーション審査により行うものとし、別に定める手続きにより審査するものとする。
- 4 町長は、前項の審査の結果について、公私連携保育法人の指定候補者選定審査結果通知書（別記様式第3号。以下「結果通知書」という。）により申請者に通知するものとする。
- 5 町長は、第1項の申請者がなかったとき又は第3項の審査において候補者が選定されなかったときは、改めて募集要項を作成し、第2条第1項の規定により公募を行うものとする。

（協定の締結）

第5条 町長は、公私連携保育法人の指定に当たっては、あらかじめ、候補者と児童福祉法第56条の8第2項の協定（以下「協定」という。）を締結しなければならない。

- 2 協定の有効期限は、10年以内の範囲において定めるものとする。
- 3 第1項の規定にかかわらず、町長は、候補者が次の各号のいずれかに該当することとなった場合は、当該候補者と協定を締結しないことができる。この場合において、町長は、公私連携保育法人の指定をしない旨を、その理由を付した書面により当該候補者に通知するものとする。
  - (1) 前条第2項各号に掲げる基準を満たさないこととなったとき。
  - (2) 正当な理由なく協定の締結に応じないとき。
  - (3) 経営状況の急激な悪化等により、事業実施が確実でない認められるとき
  - (4) 社会的信用を著しく損なう等により、公私連携保育法人として適当でない認められる事実が生じたとき。

（公私連携保育法人の指定）

第6条 町長は、協定の締結後、候補者を公私連携保育法人として指定するものとする。

- 2 町長は、前項の規定により公私連携保育法人の指定をするときは、厚真町公私連携保育法人指定通知書（別記様式第4号）により、当該指定をする候補者に通知するものとする。
- 3 第1項の規定にかかわらず、町長は、候補者が前条第3項各号（第2号を除く。）

のいずれかに該当するときは、協定を解除し、公私連携保育法人として指定しないことができる。この場合において、町長は、公私連携保育法人の指定をしない旨を、その理由を付した書面により当該候補者に通知するものとする。

(候補者を指定しない場合の取扱い)

第7条 町長は、第5条第3項又は前条第3項の規定により候補者を公私連携保育法人として指定しない場合は、第4条第3項の審査において当該候補者に次ぐ評価を得た申請者を新たに候補者とし、結果通知書により当該申請者に通知するものとする。この場合において、当該候補者に次ぐ評価を得た申請者がなかったときは、町長は、改めて募集要項を作成し、第2条第1項の規定により公募を行うものとする。

(公私連携保育法人選定委員会の設置)

第8条 第4条第3項の審査、その他公私連携保育法人に関する事務を処理するため、公私連携保育法人選定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 候補者の選定基準及び評価方法に関すること。
- (2) 候補者の審査及び選定に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、候補者の選定に関し町長が必要と認めた事項に関すること。

(構成員)

第9条 委員会の委員は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 厚真町子ども・子育て会議の委員の代表
- (2) 防災担当理事
- (3) 総務課長
- (4) 総務課財政担当参事
- (5) 生涯学習課長
- (6) 生涯学習課学校教育担当参事
- (7) まちづくり推進課長
- (8) 住民課長

2 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任

期は、前任者の残任期間とする。

- 3 委員会に委員長及び副委員長を置く。
- 4 委員長は委員の互選により充て、副委員長は委員長が指名する。
- 5 委員長は、委員会を代表して会務を統括する。
- 6 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第10条 会議は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 委員長が必要と認めたときは、会議に関係者の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又はこれらの関係者に対して資料の提出を求めることができる。
- 5 会議は、非公開とすることができる。

(守秘義務)

第11条 委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。また、その職を退いた後も同様とする。

- 2 前条第4項の規定により会議に出席した者は、出席した会議において知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(庶務)

第12条 委員会の庶務は、住民課子育て支援グループにおいて行う。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか、公私連携保育法人の指定に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年6月1日から施行する。

# 厚真町公私連携保育法人募集要項

令和4年8月  
厚 真 町

## 1 募集の趣旨

厚真町では、令和4年7月に策定した「厚真町宮の森こども園民営化基本方針」に則し、公立の認定こども園である宮の森こども園を民営化するにあたり、本町と連携し、継続的かつ安定的に保育及び子育て支援事業を行う能力を有し、宮の森こども園を新たな公私連携保育所等として設置及び運営する事業者（以下「公私連携保育法人」という。）を募集します。

## 2 定義

この募集要項に記載する用語の定義は、次のとおりです。

### (1) 公私連携保育法人

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第56条の8第1項に規定する公私連携保育法人及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下、「認定こども園法」という。）第34条第1項に規定する公私連携保育法人

### (2) 公私連携保育所等

認定こども園法第33条において読み替えられる児童福祉法第56条の8第1項に規定され、公私連携保育法人が市町村から必要な設備の貸付け、譲渡その他の協力を得て、当該市町村との連携の下に保育及び子育て支援事業を行う施設。

## 3 宮の森こども園の概況（令和4年6月現在）

種 類	保育所型認定こども園	
名 称	厚真町宮の森こども園	
所在地等	厚真町字上厚真258番地7 【用途地域】 準工業地域・建ぺい率60%・容積率200%	
施設	土地	厚真町字上厚真258番地5 890.52㎡ 同 258番地7 5,538.00㎡ 計 6,428.59㎡
	建物	木造平屋建て 床面積1,175.63㎡ 【内容】 ①保育室：6室 341.83㎡ ・乳児・ほふく室 63.02㎡ ・1歳児保育室 42.00㎡ ・2歳児保育室 53.49㎡ ・3歳児保育室 61.18㎡ ・4歳児保育室 60.84㎡

		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 5歳児保育室 61.32㎡</li> <li>②遊戯室：1室 152.77㎡</li> <li>④職員室：1室 63.00㎡</li> <li>⑤調理室：1室 38.82㎡</li> <li>⑥その他 572.90㎡</li> </ul> <p>【その他】 オール電化・し尿浄化槽</p>		
	屋外遊技場	1, 771.44㎡		
	その他	敷地面積及び建物の床面積は、併設する次の施設を含む <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 厚南子育て支援センター</li> <li>・ 厚南児童会館</li> </ul>		
利用定員	80人			
	1号	2号	3号 (1・2歳児)	3号 (0歳児)
	5人	48人	18人	9人
園児数	66人			
	1号	2号	3号 (1・2歳児)	3号 (0歳児)
	2人	42人	19人	3人
職員	園長	1人(職員(専任)1人)		
	副園長	1人(職員(専任)1人)		
	主任保育士	1人(職員(専任)1人)		
	保育士	10人(職員3人・会計年度任用職員7人(うちパートタイム勤務2人))		
	子育て支援員	7人(会計年度任用職員7人(うちパートタイム勤務5人))		
	子育て補助員	2人(会計年度任用職員2人(うちパートタイム勤務1人))		
	看護師	0人(条例上設置規定なし)		
	栄養士	1人(職員(兼任)1人)		
	調理師	4人(会計年度任用職員4人(うちパートタイム勤務3人))		
認可年月日	平成28年5月1日			
運営方針・目標	<p>① 方針</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 厚真の豊かな自然を活用した遊びを通して五感を育む</li> <li>・ 豊かな遊びを通して、生活する力・遊ぶ力・考える力・楽しむ力を育む</li> </ul> <p>② 目標</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 毎日が楽しい子</li> </ul>			

		<ul style="list-style-type: none"> <li>・のびのびと自分らしさを表現できる子ども</li> <li>・みんなも自分も大好きな子ども</li> </ul>
開園時間等	1号認定 (教育認定)	① 教育標準時間 8時45分～13時00分
	2号及び3号認定 (保育認定)	① 保育標準時間 8時00分～18時00分(10時間) ② 保育短時間 8時30分～16時30分(8時間)
	延長保育時間	① 教育標準時間 7時30分～ 8時45分 13時00分～18時30分 ② 保育標準時間 7時30分～ 8時00分 18時00分～18時30分 ③ 保育短時間 7時30分～ 8時30分 16時30分～18時30分
	休園日	① 日曜日 ② 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日 ③ 12月30日から翌年の1月4日までの日
運営経費(参考)	令和3年度決算(見込み) ※人件費及び臨時的経費は除く別紙による	
その他	<b>【関係条例等】</b> ① 厚真町こども園の設置及び特定教育・保育の実施に関する条例(平成23年条例第14号) ② 厚真町こども園の設置及び特定教育・保育の実施に関する条例施行規則(平成24年規則第1号) ③ 厚真町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例 ④ 厚真町こども園園長及び子育て支援センター長の処務に関する規程(平成24年訓令第11号) ⑤ 厚真町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例(平成27年条例第6号) ⑥ 厚真町こども園苦情相談解決実施要綱(平成22年訓令第15号)	



	<ul style="list-style-type: none"> <li>⑦ 厚真町一時預かり保育事業実施要綱（平成 26 年訓令第 6 号）</li> <li>⑧ 厚真町特定教育・保育施設の利用者負担額等に関する規則（平成 29 年規則第 14 号）</li> <li>⑨ 厚真町子ども・子育て支援法に基づく子どものための教育・保育給付に係る支給認定に関する規則（平成 29 年規則第 15 号）</li> <li>⑩ 厚真町子育て世代包括支援センター規則（平成 30 年規則第 5 号）</li> <li>⑪ 厚真町子育て世代包括支援センター事業実施要綱（平成 30 告示第 15 号）</li> <li>⑫ 厚真町実費徴収に係る補足給付費支給要綱（平成 30 年告示第 31 号）</li> <li>⑬ 厚真町保育士資格取得支援事業実施要綱（令和 3 年告示第 27 号）</li> <li>⑭ 厚真町こども園職員の勤務時間に関する規程（平成 2 年訓令第 3 号）</li> </ul>
--	---

#### 4 公私連携保育所等の設置・運営等に関する事項

##### (1) 施設類型（民営化後の運営形態）

公私連携保育所型認定こども園（以下「認定こども園」という。）

##### (2) 開園（民営化）時期

令和 6 年 4 月 1 日（北海道知事の認定を受けることが前提です。）

##### (3) 運営に関する条件等

運営に関する要件については、別に定める「厚真町公私連携保育所型認定こども園運営条件等」のとおりとします。

##### (4) 共同保育・引継ぎ

認定こども園の開園日の 1 年前から町と公私連携保育法人による共同保育を実施し、子どもたち一人ひとりの状況把握や信頼関係の構築を図るとともに、引継ぎを行います。

##### (5) 整備・運営等に対する補助等

###### ① 整備費及び運営費に対する補助

運営費に係る費用に対して、施設型給付費（公定価格から保護者が支払う利用者負担額を差し引いた額）を給付します。なお、利用者負担額は、認定こども園の収入として公私連携保育法人が徴収します。

その他、整備費及び運営費に対して、国及び北海道の補助制度及び町の要綱に基づき、補助金を交付します。なお、補助金額は、町の予算の範囲とし、予算は、議会の議決が前

提となります。

② 共同保育に対する委託費

公私連携保育法人が町と行う共同保育の業務に対して、委託費を支払います。

## 5 応募資格

### (1) 応募資格

応募することができる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当することとします。

- ① 児童福祉法第35条第4項の認可を受けた保育所（認可保育園）、認定こども園法第2項第6項及び第3条第1項の認定を受けた認定こども園又は学校教育法(昭和22年法律第26号)上の幼稚園の運営を現に行っている法人であること。
- ② ①の施設において、直近に実施された所管する関係機関が実施する監査及び指導検査等において、改善命令を受けていないこと。ただし適正な改善報告がされている場合は、指摘を受けていない場合と同様の取り扱いとする。
- ③ 民事再生法（平成11年法律第225号）に規定する再生手続き開始又は破産法（平成16年法律第75号）に規定する破産手続き開始の決定を受けていないこと。
- ④ 国税及び地方税を滞納していないこと。
- ⑤ 厚真町暴力団の排除の推進に関する条例（平成24年町条例第20号）第2条第1号から第3号に該当するものではないこと。
- ⑥ 代表者又は役員に禁固以上の刑に処せられた者がいないこと。

### (2) 欠格事由

応募者が次の事項に該当する場合は、選考対象から除外します。

- ① 公私連携保育法人の選考に関し、自己に有利な取り扱いを求めるための働きかけをするなど、特定の目的をもって選考委員に直接又は間接を問わず接触した場合。
- ② 応募書類に虚偽又は不正があった場合
- ③ 応募書類の受付期限までに所定の書類が整わなかった場合
- ④ その他不正な行為があった場合

## 6 応募手続

### (1) 募集要項の配布

- ① 配布開始 令和4年8月15日（月）
- ② 配布場所 町ホームページからダウンロードしてください。

### (2) 施設視察

- ① 日 時 令和4年8月23日（火） 18時30分～19時30分
- ② 参加申込 視察を希望する場合は、令和4年8月22日（月）17時まで、住民課子育て支援グループへ電子メール（[kosodate@town.atsuma.lg.jp](mailto:kosodate@town.atsuma.lg.jp)）にて申し込みしてください。※上記以外の日時に視察を希望される場合は、別途、

申し出ください。

(3) 質問及び回答

- ① 質問方法 (前述のメールアドレスまで) 電子メールで提出してください。
- ② 質問期日 令和4年8月26日(金) 17時
- ③ 回答 令和4年8月31日(水) 17時までに電子メールにより回答します。

(4) 応募の受付

- ① 受付期限 令和4年9月30日(金) 17時必着  
持参又は郵送により提出してください。
- ② 受付場所 厚真町役場住民課子育て支援グループ(勇払郡厚真町京町120番地)
- ③ 提出部数 正本1部(副本としてPDFデータ(A4サイズ縦型で統一)で提出すること)

(5) 提出書類

厚真町町公私連携保育法人の指定に関する要綱(令和4年告示第67号。以下「要綱」という。)第4条第1項各号に掲げる書類

(6) その他

- ① 応募に係る費用は応募者の負担とします。
- ② 提出された応募書類は返却いたしません。

7 事業者の選定

事業者の選定は、要綱第4条第2項の規定により、認定こども園の運営を最も適切に行うことができると認められる申請者を公私連携保育法人の候補者として選定します。

(1) 書類審査及びプレゼンテーション審査

要綱第8条第1項に規定する公私連携保育法人選定委員会(以下「選定委員会」という。)を開催し、書類審査及びプレゼンテーション審査を行います。

選定委員会において事業提案の説明を行っていただきますので、提案の内容について責任をもって説明・対応できる方の出席をお願いいたします。

なお、開催日については、後日通知します。

(2) 審査方法

審査は、町長が、選考委員会の意見を踏まえて定める「公私連携保育所型認定こども園運営事業者審査要領」(別紙)により行います。

(3) 審査における指摘事項の反映

審査によって選定された公私連携保育法人候補者は、プレゼンテーション審査において選定委員会から出された意見、要望等について、真摯に受け止め、運営方針、事業計画等に反映させるよう努めること。

## 8 協定の締結及び公私連保育法人の指定

公私連携保育法人候補者（以下「候補者」という。）決定後の協定締結及び公私連携保育法人の指定は次のとおり行います。

### (1) 仮協定の締結

公私連携保育法人候補者と認定法第34条第2項に定める事項及び、その他事項について協議し仮協定を締結します。

### (2) 協定の締結及び公私連保育法人の指定

① 要綱第5条及び第6条の規定により候補者と協定を締結し、公私連携保育法人として指定します。

② 協定書の有効期限は令和6年4月1日から10年間とします。

### (3) 公私連携保育法人の指定を行わない場合の補償

公私連携保育法人候補者の責により、町が公私連携保育法人の指定を行わない場合は、公私連携保育法人候補者が本応募要項に従って支出した費用等について、町は一切の補償義務を負わないものとします。

## 9 スケジュール

応募開始	令和4年8月15日（月）
施設視察	令和4年8月23日（火）
質問の受付期日	令和4年8月26日（金）
質問の回答	令和4年8月31日（水）
応募書類の提出期限	令和4年9月30日（金）
選定委員会	令和4年10月上旬
公私連携保育法人候補者の選定・通知	令和4年10月上旬
仮協定の締結	令和4年10月
必要な議案等の議会提案	令和4年12月
本協定の締結と公私連携保育法人の指定	令和5年 1月
共同保育・引継ぎ	令和5年4月～令和6年3月
北海道知事への届け出	令和5年10月
認定こども園開園	令和6年4月1日

## 10 留意事項

(1) 公私連携保育所型認定こども園の開設にあたっては、北海道への認可の届け出が必要になります。候補者の選定は、北海道の認可を得ることを前提に選定するものであり、認可の可否に係る責任は選定された公私連携保育法人が負うものとします。

(3) 本募集要項の募集条件等については、議会や内部手続き等の状況により変更となる場合があります。その場合は、その都度情報提供を行います。

## 厚真町公私連携保育法人選定審査要領

### 1. 趣旨

本要領は、厚真町公私連携保育所型認定こども園を設置・運営をする公私連携保育法人の候補者を選定するために必要な事項について定めるものとする。

### 2. 申請書類の取り扱い

応募事業者より提出された申請書類は、公私連携保育法人選定委員会（以下「選定委員会」という。）の各委員に配布し、委員はあらかじめ書類を通覧し、審査に備えるものとする。

### 3. 評価方法

選定委員会において書類審査及びプレゼンテーション審査を実施し、提案の詳細についての資料提出と説明を受け審査を行う。

#### (1) 審査項目と配点

公私連携保育所型認定こども園の設置・運営に向けた職員体制及び運営内容、今後の取組について総合的に評価する。各項目の配点については、別紙1「審査調書」のとおりとする。

#### (2) 採点基準

次のとおり審査項目ごとに評価し、該当する得点を記入するものとする。

評価のポイント	評価点
特に良い	5
やや良い	4
普通	3
やや劣る	2
劣る	1

### 4. 候補者の選定

#### (1) 応募者が複数の場合

- ① 各委員の判断で採点表（160点満点）の審査項目の評価点の枠内で採点し、加算率を乗じて得点を算定する。
- ② 各委員の採点表の中で合計点の最も高い応募者を順位1位とする。
- ③ 全委員の採点結果、最も多く1位となった応募者を候補者に決定する。  
（同数の場合は協議により決定する。）ただし、合計点の平均が96点（6割）未満の場合は、決定しないこととする。

#### (2) 募者が単一の場合

- ① 各委員の判断で採点表（160点満点）の審査項目の評価点枠内で採点し、加算率を乗じて得点を算定する。
- ② 全委員の得点の平均が96点（6割）以上の場合は、候補者に決定する。

別紙 1

厚真町公私連携保育所型こども園運営事業者審査調書

委員氏名	
------	--

法人名	
-----	--

応募資格	適	否
① 児童福祉法第35条第4項の認可を受けた保育所（認可保育園）、認定こども園法第2項第6項及び第3条第1項の認定を受けた認定こども園又は学校教育法（昭和22年法律第26号）上の幼稚園の運営を現に行っている法人であること。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
② ①の施設において、直近に実施された所管する関係機関が実施する監査及び指導検査等において、改善命令を受けていないこと。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
③ 民事再生法（平成11年法律第225号）に規定する再生手続き開始又は破産法（平成16年法律第75号）に規定する破産手続き開始の決定を受けていないこと。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
④ 国税及び地方税を滞納していないこと。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
⑤ 厚真町暴力団の排除の推進に関する条例（平成24年町条例第20号）第2条第1号から第3号に該当する者ではないこと。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
⑥ 代表者又は役員に禁固以上の刑に処せられた者がいないこと。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

評価基準	評価点 ①	加算率 ②	得点 (①×②)
<b>1 法人に関する事項</b>			
① 応募の動機（意欲やビジョン等があるか）		2.0	
② 保育の方針・目標が明確かつ町が目指す民営化方針や子ども子育て支援事業計画等に合致しているか		2.0	
③ 教育・保育事業を遂行できる十分な資力、信用、技術能力等を有し、継続的に安定した事業運営が見込めるか法人か（法人の概況、代表者や役員、現在の事業実施状況、実績等は十分なものか）		2.0	
④ 移管後の収支予算計画（適正かつ実現可能なものか）		1.0	
<b>2 保育業務に関する事項</b>			
⑤ 法人が運営する他の教育・保育施設で行う取組や実績等の反映についての考え方（内容や手法等は妥当か）		1.0	
⑥ 共同保育・引継ぎ（内容や体制は妥当か）		1.0	
⑦ 障がい等、支援の必要な子どもに対する取組		1.0	
⑧ 特別保育事業（現時点と比較し同等以上の取組内容となっているか）		1.0	
⑨ 保護者等に対する相談及び必要な助言・援助等の対応及び保育に関する情報提供		1.0	
⑩ 苦情への対応		1.0	
<b>3 安全管理等に関する事項</b>			
⑪ 緊急時への対応（内容は適切か）		1.0	
⑫ 子どもの健康管理や衛生に対する対応（内容は適切か）		1.0	
⑬ 事故発生の防止・発生時の対応（内容は適切か）		1.0	
⑭ 虐待（虐待が疑われる場合を含む）に対する取組		1.0	
⑮ 食事の提供体制、食物アレルギー等に対する取組（内容は適切か）		1.0	
⑯ 秘密の保持の対応（個人情報の取扱いは適切か）		1.0	
<b>4 職員体制に関する事項</b>			
⑰ 職員の配置計画及び確保等（適正かつ実現可能なものとなっているか）		1.0	
⑱ 町に雇用されている会計年度任用職員の採用についての考え方（現在勤務する会計年度任用職員の雇用に配慮しているか）		1.0	
⑲ 資質の向上に向けた取組の考え方（内容は適切か）		1.0	

評価基準	評価点 ①	加算率 ②	得点 (①×②)
<b>5 独自提案に関する事項</b>			
⑳ 特色ある保育・教育の取組		2.0	
㉑ 保護者との信頼関係向上を図る取組		2.0	
㉒ 地域の子育て支援に関する提案		2.0	
㉓ 小学校・関係機関との連携に関する提案		2.0	
㉔ その他の独自提案		2.0	
<b>合 計</b>			

※加算率による得点：1.0倍16項目（80点）、2.0倍8項目（80点） 合計160点満点



## 厚真町公私連携保育所型認定こども園運営条件等

厚真町宮の森こども園の民営化に伴い設置する公私連携保育所型認定こども園（以下「公私連携認定こども園」という。）の整備及び運営条件は以下のとおりとする。

### 1 公私連携認定こども園の設置及び管理運営の基本的事項

(1) 公私連携保育法人は、次に掲げる関係法規等を遵守して、公私連携認定こども園を設置し、管理運営すること。

- ① 児童福祉法（昭和22年法律第164号）
- ② 公私連携保育法人は、就学前の子どもに関する教育・保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。）
- ③ 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「子育て支援法」という。）
- ④ 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）
- ⑤ 保育所保育指針（平成29年厚生労働省告示第117号）
- ⑥ 北海道認定こども園の認定の要件並びに整備及び運営の基準を定める条例（平成18年条例第78号。以下「道認定こども園条例」という。）
- ⑦ 北海道認定こども園の認定の要件並びに整備及び運営の基準を定める条例施行規則（平成26年規則第84号。以下「道認定こども園条例施行規則」という。）
- ⑧ 厚真町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成27条例第6号。以下「特定教育・保育施設等条例」という。）
- ⑨ 町と公私連携保育法人が締結する「公私連携保育所型認定こども園設置及び運営に関する協定書」
- ⑩ その他関係法規

(2) 厚真町（以下「町」という。）が行う保育行政を理解し、厚真町子ども・子育て支援事業計画と整合を図るとともに、計画の推進に積極的に協力すること。

(3) 公私連携認定こども園の管理については、公私連携保育法人が責任を負うものとする。

(4) 公私連携保育法人は、認定こども園の管理運営に係る業務について一括して別法人に再委託してはならない。

(5) 公私連携保育法人は、移行の日に支障なく公私連携認定こども園を開園するため、町と十分な協議を行い必要な人材確保と運営資金など必要な準備を整えなければならない。

### 2 公私連携保育法人が実施する業務

(1) 認定こども園法第2条第6項に規定される認定こども園の整備、管理及び運営に関する業務

(2) 認定こども園法第3条第2項第2号に規定する保育に関する業務

- (3) 認定こども園法第2条第12項に規定する子育て支援事業
- (4) 子育て支援法第59条に規定する地域子ども・子育て支援事業のうち、町が指定する事業
- (5) その他、町が定める事業及び町と公私連携保育法人が協議のうえ実施する事業

### 3 宮の森こども園の概要

#### (1) 施設概要

①所在地	厚真町字上厚真258番地7
②敷地面積	厚真町字上厚真258番地5 890.52㎡ 同 258番地7 5,538.00㎡ 計 6,428.59㎡
③建物床面積	1,175.63㎡
④建物の構造・設備等	木造平屋建て・オール電化・し尿浄化槽
⑤建設時期	平成28年4月
⑥用地	用途地域 準工業地域 建ぺい率 60% 容積率 200% 防火地域 指定なし

#### (2) 用地及び園舎の貸付等について

- ① 用地、園舎及び遊具・付帯設備（太陽光発電設備と付属する受給電設備は除く）等については、協定有効期間中、有償により貸し付けるものとし、その対価は、国が定める公定価格における賃貸借加算額の範囲内とする。（児童福祉法第56条の8第4項）
- ② 宮の森こども園において現に使用している備品のうち、町と公私連携保育法人が協議のうえ合意したものについては、無償譲渡する。ただし、譲渡した備品は、園内で使用するものとし、その使用可能な期間中は、他者に貸し付けたり売り払いしたりしてはならないものとする。
- ③ ①及び②の貸付及び譲渡は、厚真町財産条例（平成9年条例第3号）の規定又は厚真町議会の議決を前提とする。
- ④ 施設の修繕や改修等については、町の許可を得たうえで公私連携保育法人の負担と責任において適時適切に行うものとする。ただし、次に掲げる大規模改修については、町と協議により行うものとする。

#### 【大規模改修の内容の例】

屋根の塗装及び張替、外壁の塗装及び張替、フローリングの塗装及び張替、壁（内装）及び天井の張替、空調等の機器の更新など

- ⑤ 園舎との合築施設である厚南子育て支援センター及び厚南児童会館との共用部分（園庭、駐車場及び一部電気設備）については、町がこれまでどおり利用できるものとし、当該合築施設の運営に支障が無いよう配慮すること。また、共有部分の維持管理は公私連携保育法人が行うこととし、当該施設の使用に係る経費負担割合は次のとおりとする。

なお、現時点で想定している施設の使用形態から大きく変わる場合は、その都度、必要に応じて見直しを行うこととする。

項目	公私連携こども園	厚南児童会館 (厚南子育て支援センター含む)
電気料	電力量計で測定した使用量に応じて按分	
電気保安業務委託料	50%	50%
草刈業務委託料	50%	50%
除雪委託料（駐車場）	50%	50%
園庭の維持管理費	100%	0%
その他の経費	別途、協議により決定	

#### 4 園の名称等について

- (1) 移行後の公私連携認定こども園の名称については、名称の一部に「宮の森こども園」を入れることとし、クラス名称については、原則、変更しないこととする。ただし、後述する三者協議会（仮称）による了承を得た場合は変更することができるものとする。

例：「社会福祉法人〇〇会 宮の森こども園」

#### 5 認定こども園の定員等

- (1) 利用定員は80名を基本とする。
- (2) 年齢及び認定区分ごとの利用定員の構成については、次の定員を目安に公私連携保育法人が提案し、町の承認を得て設定すること。

1号	2号	3号 (1・2歳児)	3号 (0歳児)
5人	48人	18人	9人

- (3) 令和6年4月1日から入園する子どもの受付は町が行い、入園の決定は公私連携保育法人と調整のうえ決定する。なお、公私連携認定こども園の開園日以降の入園の申込については、1号認定の子どもは私連携保育法人が受付を行い、2号・3号認定の子どもは町が受付を行うものとする。
- (4) 1号認定こどもの入園は、町内に住所を有する子どもを最優先とすること。

## 6 教育・保育時間等

(1) 教育・保育時間は、次の時間を基本とし、町と協議のうえ公私連携保育法人が設定する。

### ① 1号認定こども

ア 教育標準時間 8時45分～13時00分（4時間15分）

イ 延長保育時間 7時30分～ 8時45分及び13時00分～18時30分

### ② 2号及び3号認定こども

ア 保育標準時間 8時00分～18時00分（10時間）

イ 保育短時間 8時30分～16時30分（8時間）

ウ 延長保育時間

標準時間 7時30分～ 8時00分及び16時30分～18時30分

短時間 7時30分～ 8時30分及び16時30分～18時30分

(2) 休園日は、日曜日・国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月30日から翌年の1月4日までとする。

ただし、公私連携保育法人が特に必要な場合は、町と協議を行い臨時休園とすることができる。

## 7 職員の配置等及び研修

(1) 公私連携認定こども園には、以下の職員を配置すること。

① 園長

② 主任保育士

③ 保育士及び保育教諭（学級担任保育士）

④ 調理士

⑤ 事務担当職員

(2) 園長は、幼稚園の園長の資格を有する者、10年以上児童福祉事業に従事した者又はこれと同等の能力を持つと認められる者とし、常勤かつ専任とする。なお、園長を変更しようとする場合は、あらかじめ町に届け出ること。

(3) 主任保育士は、クラス担任保育士、その他事業等の担当保育士のいずれにも充てることなく、常勤かつ専任の正規職員であり7年以上の保育実務経験を有する者とする。

(4) 各学級に学級担任として保育士を配置すること。学級担任は、常勤かつ専任の正規職員とし、保育実務年数に十分配慮し、保護者からの子育てに関する相談や質問に対し、適切に対応できる者であること。また、学級担任の3分の1以上は幼稚園の教員の免許状を有するものでなければならない。

(5) 保育士の配置は、年度途中で入園する園児を見込んで行うこととし、また、園児の処遇向上や職員の待遇改善のため、保育士の加配に努めること。

(6) 調理士は、認定こども園における給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等の観

点から、調理業務を適切に遂行できる能力を有する者を2名以上配置し、そのうち1名は常勤の正職員とすること。

- (7) 事務担当職員は常勤かつ専任とし、原則として事務用務（経理業務等）を行うこと。  
また、保育士の事務負担の軽減に配慮し、原則、保育士には事務用務は行わせないこと。
- (8) 食事の提供にあたり、栄養士免許を有する栄養士の配置に努めること。ただし、栄養士の配置が困難な場合は、町と協議のうえ、他の事業所等や町に配置されている栄養士から献立の提供や栄養の観点からの指導を受けられる体制を整備するなど必要な措置を講じること。
- (9) 保育士以外の保育に従事する職員は、子育て支援員（研修受講予定者を含む）又は育児経験がある者等であって幼児や保護者に対する理解のある者を採用すること。
- (10) 保育に従事する職員の資質向上を図るため、必要な研修を行うこと。
- (11) 嘱託医・嘱託歯科医を置くこと。
- (12) 町が現に会計年度任用職員として雇用し、認定こども園の業務に従事する者が、公私連携認定こども園への就職を希望する場合は、その雇用に努めること。また、雇用する際は、給与について、町会計年度任用職員在職時の号給決定における経歴換算を基本に、経験年数を十分に考慮して適切に決定すること。

## 8 教育・保育内容及びその他活動等について

- (1) 民間移管に伴う在園児への影響が最小限になるよう努め、現在の教育・保育指導内容の継続に配慮すること。
- (2) 公私連携保育法人は、特色のある教育・保育の提供に努めること。ただし、その目的や費用負担等の内容について、町と協議を行うこと。
- (3) 特別な支援を必要とする子どもの受け入れ体制を整えとともに、町や教育委員会、その他関係機関と連携を図ること。
- (4) 年間行事については、宮の森こども園が現に行う行事を基本とし、行事の改廃や新たな行事に取り組む場合は保護者を含め協議を行うこと。
- (5) 保護者の宗教等の多様性に配慮し、誤解を招くような宗教的な行事や行為は行わないこと。ただし、一般的な行事については制限をしない。
- (6) 保護者等からの苦情については、責任者を定め解決処理の仕組みを整備すること。
- (7) 町や教育委員会が主催する行事、会議等へは積極的に参加すること。
- (8) より良い教育・保育活動を行うため、常に教育・保育内容の向上に努めること。

## 9 食事の提供について

- (1) 食事の提供は、3歳以上児については町学校給食センターから給食を搬入することとし、3歳未満児及び給食センターから給食の搬入がない日については、園内において調理し提供することを基本とする。

- (2) 食事の提供にあたっては、関係通知及びガイドラインを遵守し、園児の発育・発達に応じた食事を提供すること。
- (3) 食事の提供に必要な設備や備品等については、施設に設置してあるものを使用すること。ただし、それ以外に必要な物品等については公私連携保育法人で準備又は整備すること。
- (4) 食事の提供に伴う保健所や関係機関等への申請等は公私連携保育法人が行うこと。
- (5) 自園調理による食事の提供の責任は、公私連携保育法人にあり、衛生面、栄養面等業務上必要な注意を果たしうるような体制を確保すること。

#### 1 0 保護者の子育て支援・地域の子育て支援

- (1) 一人ひとりの保護者と、日常的な情報交換を行い、子どもの発達や育児などについて、保護者と共通理解が得られるよう努めること。
- (2) 保護者への情報提供に努めるとともに、保育ニーズを把握するための取組を行い、事業に反映するよう努めること。

#### 1 1 運営経費等について

- (1) 運営経費は、子育て支援法第 1 1 条に規定する施設型給付費及び保護者の利用者負担（保育料等）を基本とする。
- (2) 保育料は、厚真町こども園の設置及び特定教育・保育の実施に関する条例（平成 2 3 年町条例第 1 4 号）及び厚真町特定教育・保育施設の利用者負担額等に関する規則（平成 2 9 年規則第 1 4 号）に基づき算出した額とし、公私連携保育法人が徴収するものとする。
- (3) 保育料のほか、教育・保育において提供される便宜に要する費用について、事前に、後述の三者協議会（仮称）で協議し、保護者から了承を得ることとし、公私連携保育法人が徴収する。
- (4) 公私連携保育法人が実施する子ども・子育て支援事業の利用者負担は、町との協議により決定するものとし、公私連携保育法人が徴収する
- (5) 町が指定する地域子ども・子育て支援事業については、町との委託契約により決定する。
- (6) 認定こども園専用部分に係る光熱水費や施設の保守点検など維持管理に関する経費は公私連携保育法人の負担とする。
- (7) 公私連携保育法人からの要請により、町が当該法人の業務に従事させるため職員（以下「町派遣職員」という。）を派遣した場合は、公益法人等への職員の派遣等に関する条例（平成 1 4 年条例第 2 9 号）第 4 条の規定に基づき、当該職員の派遣中の給料、扶養手当、住居手当、期末手当及び寒冷地手当）は町が支給することとし、それ以外の町が定める手当等については、町の例規に基づき、公私連携保育法人が町派遣職員に支給

すること。

また、公私連携保育法人は、当該派遣職員の公私連携保育法人における役職に応じて、自らの給与規定により算出した人件費相当額から、町派遣職員に直接支給した手当等の額を差し引いた額を町に支払うものとする。

- (8) 移行に伴う変更手続きやその経費については公私連携保育法人の全額負担とする。
- (9) 公私連携認定こども園を運営・整備するにあたっての費用に対し、国・北海道の補助制度及び町の要綱に基づき、補助金を交付する。なお、補助金額は、町の予算の範囲とし、予算は、議会の議決を前提とする。

#### 1 2 移行準備・共同保育（引継ぎ）について

- (1) 公私連携こども園への移行に際し、説明会等を開催し保護者や地域住民から理解が得られるよう努めること。
- (2) 宮の森こども園の現状の教育・保育内容等の引継ぎを行い、子どもたち一人ひとりの状況把握や信頼関係の構築を図るため、町が宮の森こども園で実施する共同保育業務を受託すること。なお、共同保育の期間は令和5年4月1日から令和6年3月31日とし、引継事項については、町と協議のうえ決定する。
- (3) 共同保育業務において、町職員の保育士配置を6人（園長、副園長及び主任保育士を含む）と想定し、公私連携保育法人は、開園後の体制を見据え、当該業務実施期間中、フルタイムの保育士を7人以上、常勤の事務担当職員を1人、調理員及びその他保育に従事する者（パートタイム職員も可）を若干名確保し、宮の森こども園の業務に従事させること。なお、令和5年4月1日現在で必要な職員を確保できる見込みがない場合は、事前に町に申し出ること。
- (4) 移行に伴い、公私連携保育法人は、園長及び各クラスの担任予定者を定め、町に報告すること。

#### 1 3 業務報告・評価等について

- (1) 公私連携法人は、次年度の教育・保育に関する計画書を作成し、町長に報告すること。
- (2) 会計年度終了後、速やかに、業務報告・実績報告・収支決算書を町長に報告すること。  
また、町長が特に必要若しくは提出を求めた資料については、速やかに報告すること。
- (3) 保護者等、利用者を対象としたアンケート調査を定期的実施し、集計した結果を町長に報告すること。
- (4) 保護者や地域住民からの苦情及び要望については、公私連携保育法人が対応し、その内容及び結果について町長に報告すること。
- (5) 教育・保育時間中に事故が発生した場合や、感染症が発生した場合は、速やかに町長に報告するほか、状況及び内容によっては関係する機関にも報告すること。

#### 1.4 三者協議会（仮称）について

- (1) 公私連携認定こども園の教育、保育内容及び運営に関することについて協議するため、公私連携保育法人、保護者及び町で構成する三者協議会（仮称）を設置すること。

#### 1.5 業務に係る保険及び損害賠償について

- (1) 公私連携保育法人は、業務を遂行するにあたり、損害賠償保険等、運営上必要な保険に加入すること。なお、加入に伴う費用については、公私連携保育法人の負担とし、園児に関わる保険の加入及び保険料の取り扱いについては公私連携保育法人で定めること。
- (2) 公私連携認定こども園を運営するにあたり発生した損害、若しくは第三者におよぼした損害については、町の責めに帰する場合を除き、公私連携保育法人の負担においてその損害を賠償するものとする。

#### 1.6 事故防止・安全対策について

- (1) 日々の施設等の点検作業を行い、施設等の安全性を保つこと。
- (2) 事故等が発生した場合は、その原因、状況及びこれに対する処置を町に報告するとともに、町の指示に従って事故の再発防止を徹底的に行うこと。また、保護者が事故等の発生に関する情報開示を要望した時は、積極的に開示に努めること。
- (3) 非常災害時における、園運営については、町の指示に従うこと。

#### 1.7 経理について

- (1) 公私連携認定こども園に適用する経理規程を整備するとともに専用の口座を設けること。
- (2) 会計年度は毎年4月1日から翌年3月31日までとすること

#### 1.8 その他

- (1) 町が施設の使用を必要とする場合や町から協力依頼があった場合は、運営に支障のない範囲で応じること。
- (2) 業務上取得した個人情報、個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）に基づき適切に取り扱うこと。
- (3) この運営条件等に記載のない事項及び疑義が生じた事項は公私連携保育法人と町で都度協議のうえ決定するものとする。